

プラスチック資源の再商品化に関し
市と連携して取り組む事業者の募集仕様書

令和6年10月
静岡市環境局
ごみ減量推進課

1 目的

本仕様書は、「プラスチック資源の再商品化に関し市と連携して取り組む事業者の募集（以下「本募集」という。）」により選定された最優秀提案者と静岡市（以下「本市」という。）との間において、将来的に本市が実施していくプラスチック資源の再商品化事業に係る詳細協議を実施するために必要な事項を定めるものである。また、本書で使用する用語の定義は、本募集要項において使用される用語と同一とする。

2 再商品化事業の開始時期

令和10年度中の開始を基本とし、遅くとも令和12年度中までに開始とする。

3 事業の実施場所、施設の概要等

事業の実施場所は、将来本市がプラスチック資源の再商品化事業を委託するに際し、当該委託業務の受託者（以下「受託者」という。）が有するベール化施設又は再商品化施設（以下「処理施設」という。）とする。

再商品化事業開始までに受託者が有すべき処理施設は次のとおりとする。

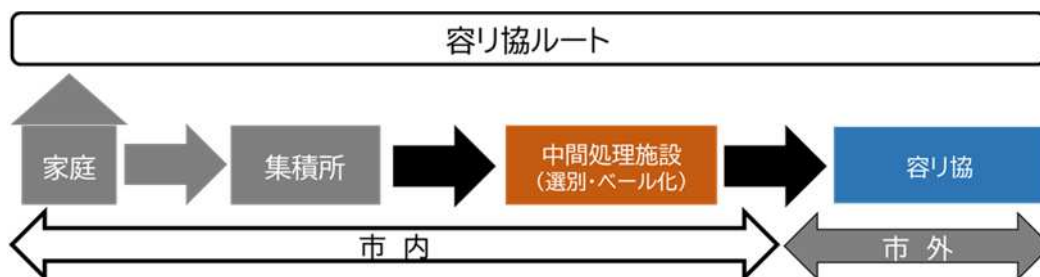
- (1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第33条第3項第3号及び同法施行規則第6条第3号で定める施設の基準を満たしていること。
- (2) 再商品化事業の委託期間開始時（遅くとも令和12年度）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設設置許可を取得していること。
- (3) 本市が収集するプラスチック資源を安定的に処分できる能力を有すること。

4 業務内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）及びプラスチック資源循環促進法に基づき、本市が回収・運搬したプラスチック資源を引き取り、受託者の処理施設にて再商品化を行う（以下「本業務」という。）。

なお、再商品化の手法として以下4つが想定されるが、本募集では②～④での提案のみを募集対象とする（プラスチック資源循環促進法第33条に基づく大臣認定ルートのみを対象とし、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容器包装リサイクル協会」という。）ルートは対象としない。また、ベール化せず市外搬出することは業務効率の観点から原則として認めない。）。ただし、将来的な大臣認定ルート構築に向け、一時的に容器包装リサイクル協会ルートを利用する提案は可とする。

- ① 市内べール化後、容器包装リサイクル協会へ引き渡す手法 (※本募集では提案対象としない)



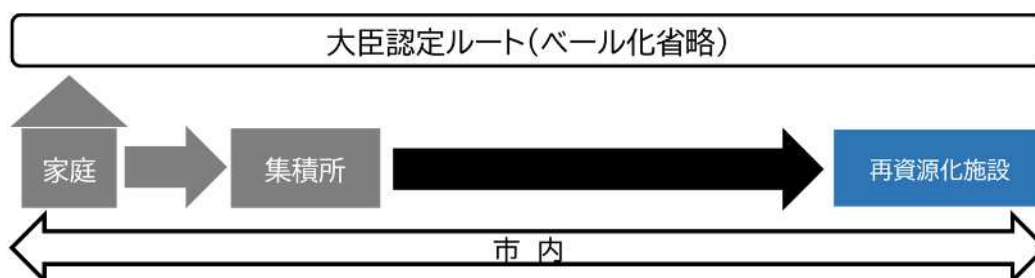
- ② 市内べール化後、プラスチック資源循環促進法第33条に基づく大臣認定を活用し 市内で再商品化までを行う手法



- ③ 市内べール化後、プラスチック資源循環促進法第33条に基づく大臣認定を活用し 市外で再商品化を行う手法



- ④ プラスチック資源循環促進法第33条に基づく大臣認定を活用し、べール化工程を省略し、市内で再商品化までを行う手法



(1) 再商品化計画作成に係る支援等

本業務の実施にあたり、本市がプラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画作成の際は、本市の求めに応じて資料等を作成及び提出するなど、計画作成の支援を行うこと。

(2) プラスチック資源の引取運搬

原則として、履行場所の構内指定場所への搬入は塵芥車により行う。受託者は、搬入されたプラスチック資源をバール化(上記手法②又は③の場合)若しくは直接再商品化(上記手法④の場合)すること。また、本市が分別収集の対象とするプラスチック製品は、全てがプラスチックで出来ている一片の長さが50cm以内の製品とするが、詳細は今後の協議のうえ決定する。なお、搬入量及び搬入回数は下記のとおりとする。

分別収集するプラスチック資源	プラスチック製容器包装 プラスチック製品
収集方法	集積所回収
プラスチック資源年間収集見込み量	プラスチック製容器包装 5,275,000kg/年 プラスチック製品 525,000kg/年 合計 5,800,000kg/年
搬入日数	1月1日から1月3日及び土曜・日曜日を 除く毎日、週5回程度とする。
搬入時点での残渣率見込み	10%(集積所から集められたプラスチック のうち、10%が不適合物として選別される)

*年間収集見込み量は令和11年度時点の推計家庭ごみ量より試算した。

*上記数量は見込みであり、実際の搬入量を保証するものではない。

*上記数量と処理実績量の差が大きく、操業に影響が生じる場合等は、両者協議のうえ、対応を定めるものとする。

*集積所から処理施設への収集運搬については本市が別に実施するため、本募集の提案対象外とする。

*その他、運搬に関し必要な事項については、必要に応じて協議のうえ決定する。

(3) プラスチック資源の再商品化

再商品化手法は提案によるが、燃料利用を目的とする製品以外への再商品化(マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル)を優先すること。なお、バール化の場合の規格等は原則として容器包装リサイクル協会が定める最新の引き取り品質ガイドラインに倣うものとする。

(4) 計量

ア 引取物の計量

引取物について受託者の処理施設への搬入時に計量を行うこと。

イ 再商品化物の計量

「再商品化を行った」又は「再商品化事業者へ引き渡した（上記「4業務内容」本文ただし書の場合に限る。）」数量について報告を行うこと。

ウ 不適合物の計量

「再商品化できなかった」又は「再商品化事業者へ引き渡せなかった（上記「4業務内容」本文ただし書の場合に限る。）」不適合物について計量を行うこと。

(5) 不適合物の処理

本市が搬入したプラスチック資源を選別する過程で発生した不適合物は、資源物（びん・缶・ペットボトル）及び禁忌品（スプレー缶、ライター、乾電池、金属製品、小型電子機器）を取り除き、それ以外の不適合物（紙ごみや再商品化が困難なプラスチックごみなど）については、原則として本市の清掃工場において処理するものとする。本市の清掃工場までの運搬は、受託者が行うものとする。

(6) 報告

業務の完了は、次に定めるものを本市が指示する様式で作成し、月ごと速やかに報告すること。

ア 業務実績報告書

イ 引取量、再商品化量、不適合物量等明細

ウ その他、本市への報告業務など

処理したものが適切に再商品化されているか確認し、定期報告すること

エ その他、本市が必要と判断したもの

(7) その他

ア 上記（1）から（6）の各項目に示す事項以外に、受託者が必要と考える業務についても提案すること。

イ 本市からの引取りが完了した時点をもって、プラスチック資源の保管責任とプラスチック資源を原因とした事故に関する責任については、受託者が負うものとする。

ウ その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議し決定すること。

5 受託者の責務

- (1) 本市は、本業務の受託者に対して、作業内容及び各種報告書等について立入検査を実施することができ、特別な事情がある場合を除き、受託者はこれを拒んではならない。
- (2) 本業務の受託者は再商品化にあたり、引き取るプラスチック資源の品質に問題があるときは、その旨を本市に報告すること。その場合、本市は品質の改善に向けた対応を行う。
- (3) 受託者は、本業務の実施に際し、処理施設周辺の地域住民等と良好な関係を構築し、万が一問題が発生した場合は、問題解決のため真摯に対応すること。
- (4) 本業務の受託者は、本市からの施設等の見学要請があった場合には、日程を調整の上、適切に対応すること。
- (5) 本業務の受託者は、業務の履行に際して事故などの発生を防ぐための安全装置を十分に講じ、万が一業務の履行に際して事故などが発生した場合は、直ちに本市に報告するとともに速やかに適切な措置を講じなければならない。
- (6) 本業務の受託者は、本業務に関係する各種法令（労働基準関係法令、環境法令等）について遵守すること。
- (7) 本業務の実施により知り得た本市又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も、また同様とする。
- (8) 受託者は、仕様書等に従って施行するものであるが、これらに明示していない事項でも実施上当然必要と認められる事項は、受託者の責任において実施しなければならない。
- (9) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者双方で協議の上、これを決定する。